

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(認定申請書の添付図書等)

第十二条の二 省令第十条の四の二第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法及び令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

(イ) (六) 略	(イ)	(ロ)
	(イ)	(ロ)
(七) 一 項 令第百三十七条の十二第十	一 以下 略	
(八) 二 項 令第百三十七条の十二第十	一 以下 略	
(九) 略		

2 以下
略

旧

(認定申請書の添付図書等)

第十二条の二 同上

(イ) (六) 略	(イ)	(ロ)
	(イ)	(ロ)
(七) 一 項 令第百三十七条の十二第六	一 以下 略	
(八) 一 項 令第百三十七条の十二第七	一 以下 略	
(九) 略		

2 以下
略